

JP労組北陸退職者の会会報

新年明けまして、おめでとうございます

親睦と交流を深めながら、安心で生き甲斐のある社会を築いていきましょう

JP労組北陸退職者の会
会員のみなさん、ご家族の
みなさん、新年明けまして
おめでとうございます。

みなさまにおかれまし
ては、つながらく新年をお
迎えになられたことと、お
慶び申し上げます。



JP労組北陸退職者の会 会長 坂本哲治

第3号

2015年1月1日
発行責任者 坂本哲治
編集責任者 串田信行

果たしてこれで良いのでしょうか。私たち年金生活者はこの先どうなるのでしょうか。多分、厳しい状況が覆い被さってくることは必至でしょう。

今年は統一地方自治体選挙の年です。私たちは地方連合・JP労組北陸地本が推薦・支持する候補者の必勝に向けて共に活動を展開しなければならないと思いります。

また、来夏に予定されています参議院選挙でJP労

組組織内議員である「なんば選」を私たちの代表として国政に送るための後援会活動を徹底し、再選されなければならぬと思いま

す。

会員のみなさまにおかれましては、是非、郵便局へ

足をお運びいただきますよ

うお願い申し上げます。

次に、共に考え、共に行

動したいことについて触れ

させていただきます。

それは政治活動です。

先の衆議院選挙で民主党

を含む野党が無残な結果と

なりました。

私たち退職者の会は、北
陸地方幹事会が北陸地方全
体の活動の平準化に向けた
調整機能を発揮し、具体的
な活動は連協と支部に軸足
を置いております。

みなさまと一体となつ
て、会員相互の親睦と交流
を基本としながらも、会員
の生活の安心と豊かで生き

会員のみなさまおよび
ご家族のみなさまのご理
解とご協力を宜しくお願ひ
申し上げます。

今年一年が会員のみなさ
ま方、ご家族のみなさまに
とって素晴らしい一年とな
りますようお祈りします。

「石川連協退職者の会」活動だより

**石川中央支部
副会長 多川 茂晴**

会員の皆様どご家族の皆様がお揃いで新年を迎えたことをお慶び申し上げます。

昨年6月28日、金沢中央郵便局でJP労組石川中央支部退職者の会設立総会を開催して以降、300余名の会員相互の親睦と交流が大切と考え、これまで3回の幹事会し、会員のみなさんに楽しく参加していただきける企画・活動を検討してきました。

昨年10月26日11時よりアパホテル金沢駅西において「秋の食事会」を行いました。参加者は、懐かしい現役時代の職場の話いや近況を語り合い、大いに盛り上りました。
今年は「新春の集い」を開催いたします。



**郵政金沢支部
会長 南 喜与志**

部情報『かがやき』新年号でご案内しますので会員のみなさんのご参加をお待ちしております。

また、愛好会活動としてグラウンドゴルフ大会を本年も開催します。新たに囲碁・将棋や麻雀の愛好会の発足も検討中です。他支部や現役のみなさんも参加いたければと考えています。

今後も皆さんのが協力ようしきお願いします。



**南加賀支部
事務局長 吉岡 純一**

明けましておめでとうございます。

新組織が発足して半年、十分な活動ができるいないといえます。

何か、それは平和な社会、弱者にやさしい社会づくりに

いります。社会はまだまだ私たちを求めています。このことを十分意識し、社会貢献できるよう頑張っていきましょう。

今年も元気な皆様とお会いすることを楽しみに、年頭のご挨拶を申し上げます。

今年は、この大地この日本が、大きな曲り角に来ているように思われてなりません。

私たちは変化を恐れるものでは決してありません。怖いのは、無知と欲望が渦巻く政治です。

国の宝でもある可愛い子供たちの為、まだまだやれることがあるはずです。共に考え共に行動しよう!!



**能登支部
会長 道筋 巴代治**

各支部のみさん、

明けましておめでとうございます。

我が能登支部は、新組織結成によって広域支部となりました。



能登里山海道を北に向かって、羽咋郡・市、中能登町、七尾市、輪島市、珠洲市、鳳珠郡までの地域において164名の仲間たちでスタートしたところです。微力ですが、"能登の灯よいつまでも"の気持ちで共にがんばる所存です。

今年もよろしくお願いします。

福井連協（福井中央局）

〒910-8799
福井市大手 3-1-28
TEL 0776-22-0484

石川連協(金沢中央局)

〒920-8799
金沢市三社町 1-1
TEL 076-233-2049

富山連協(富山中央局)

〒930-8799
富山市桜橋通り 6-6
TEL 076-441-4329

「富山連協退職者の会」活動だより



富山連協退職者の会（会長・中村繁）は、やよいの11月15日から二日間、白洲市

「サントリーウヰスキー博物館」と松本市「山辺ワイナリー」、美ヶ原高原、安曇野スイス村、安曇野観光果樹園などを巡る一泊二日の親睦旅行を開催しました。

会員および家族を含む25名の参加者は、肌寒い天候の中を高岡駅前、富山駅前の二カ所にそれぞれ集合し、バスに乗り込みました。旧退職者の会時代から続く親睦会を継承する形で開催された今回の親睦旅行は、富山連協退職者の会行事とし

秋の甲州・安曇野を満喫

富山連協退職者の会【第一回親睦旅行】

新年明けましておめでとうございます。本年も会員およびご家族のみなさんにとって素晴らしい一年ありますようにお祈り申し上げます。

富山連協退職者の会 会長 中村繁

では初めてのこと、参加者の応募状況が気になりましたが、定員いっぱいの参加に感謝しつつスタートしました。バスの中ではアルコールが配られ、懇親や会話が進み、親睦旅行の目的が發揮されていました。諏訪湖近辺の昼食（釜飯定食）会場では、食事もほどほどに、早速にお土産や名産品などの買い物に走り回ると言う富山県民性が見えました。

ウイスキー博物館やワイナリーでは、試飲が目的か購入が目的か？男女問わず顔を赤らめる参加者が多いようでした。

美ヶ原温泉では、飲むにつけ酔うにつれ始まるのがカラオケ。自慢のどを披露する参加者でした。そして「越中おわら」も。

帰りのバスの中もカラオケに花が咲いていました。楽しい親睦旅行は参加者の無事な帰宅で終了しました。

JP労組北陸地本からのお知らせ ＜法律何でも相談のご利用案内＞

JP労組北陸地方本部では、顧問弁護士と提携し、様々な法律に関する相談に対応しています。「JP労組退職者の会」の会員およびご家族の方も悩み事があれば、気軽にご相談ください。

- 様々な相談事で法律に係る相談に対応します。
- 1回目の相談は無料です。(2回目から有料となります。)
- 秘密は厳守します。
- 北陸地方本部経由で申し出るか、又は、法律事務所へ直接電話をかけ「JP労組退職者の会」会員である旨を伝え、予約をとってから法律事務所でご相談ください。なお、電話での相談も行っていますので顧問弁護士の了解を得てください。

連絡先は…

「菅井俊明法律事務所」まで
◆住所 金沢市尾張町1丁目2番2号
◆電話 076-261-6554

悩んでいないで、まずは相談を！

* 北陸地方本部経由の場合 TEL 076-222-0550

会員相互の「親睦新年会」の開催

連協退職者の会・行事第一弾

富山連協退職者の会は、連協行事第二弾として「新年会」を開催します。

この新年会は、会員相互の親睦と交流をはかること

を目的として開催しますので会員のみなさんのご参加をお願いします。

なお、今回の「新年会」は連協内の両支部との協賛を開催です。

○開催日時

2015年2月8日(日)
午前11時～

○開催場所

ホテルグランテラス富山
(旧・名鉄トヤマホテル)

○会費

一人5千円

○申込み方法

後日、富山連協退職者の会からのご案内に記載の方法で申込みして下さい。

あなたは確定申告していますか？

“多くの方は、確定申告すれば税金が還付されます”

平成24年から、「公的年金が年400万円以下で、かつ公的年金以外の所得（収入ではありません）が年20万円以下の人には確定申告する必要がない」制度になったと周知されています。

私たち年金受給者は、年間支給額が65歳未満は108万円以上、65歳以上は158万円（老齢基礎年金を受けているときは80万円）以上の場合は、所得税が源泉徴収されて支給されています。

所得税の源泉徴収は、あくまで「仮の金額を差し引いている」に過ぎないため、何らかの形で一年間の帳尻合わせをする必要があります。給料の場合は年末調整でこの帳尻合わせを行いますが、年金にはこのようなしくみがないため、自分で確定申告を行い、納付税額を正しく確定させる必要があります。

所得税を徴収されている人は、控除対象があれば申告を！

毎年1月中に「年金の源泉徴収票」が送られてきます。「源泉徴収税額」という欄に金額が書かれている人で、たとえば次のようなケースでは確定申告を行えば、所得税還付の可能性があります。

- ・医療費がかさんで医療費控除を受けられる場合
- ・配偶者の国民年金保険料を支払ったなど、社会保険料控除を受けられる場合

- ・雑損控除、生命保険料控除、地震保険料控除を受けられる場合
- ・「扶養親族等申告書」（※）を提出しなかった場合
- ※ 每年10月に送られてくる。返信しないと基礎的控除（受給者本人）、配偶者控除、扶養控除が受けれずに源泉徴収される。

医療費控除について

医療費控除は、一年間の正味支出医療費から、10万円または総所得金額等（※）の5%との、いざれか少ない方の金額を超える部分が控除対象となります。※年金収入200万円のみで、65歳以上の場合、200万円—120万円（公的年金等控除額）＝80万円
80万円×5%＝4万円を超える部分が控除対象

マイカー共済（JP共済生協）、団体扱自動車保険（株式会社郵愛）へご加入のお勧め “見積りをされ、ご加入をご検討ください”

JP労組組合員や退職者の会会員は、スケールメリットの活かされた各種共済商品を利 用できます。

今回は、JP共済生協（ポストライフ）の「マイカー共済」、JP労組保険代理店の 株式会社郵愛「団体扱自動車保険」を紹介します。現在、他の自動車保険に加入されている方は、どれだけ違うのか見積りをして、ご加入を検討してください。 見積りは無料です。左記に電話していただければ電話料金もかかりません。 なお、JP労組北陸地方本部は、本年2月から6月の間に見積もりを依頼された方に粗品を「プレゼントするキャンペーンを行います。



《見積り依頼の流れ》

1. 以下の①②③をお手元に準備ください

- ① 現在加入の自動車保険の 保険証券(共済証書)
- ② お車の 車検証
- ③ 主に運転される方の 運転免許証

2. ご本人から下記ポストライフと株式会社郵愛にお電話ください。

ポストライフサービスセンター

受付時間：平日 9:00～17:45
(土日祝日休)

株式会社郵愛

☎0120-189-282
受付時間：月～金 9:00～20:00
土曜日 9:00～17:00(日祝休)

<2月～6月に見積りされた方には、JP労組北陸地本より粗品を進呈>